

前橋市物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約保証金取扱要領

(趣旨)

第1条 市が発注する前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号。以下「契約規則」という。）に定める物品の購入及び製造、清掃等役務の提供に係る業務及び動産の賃貸借業務（以下「物品・役務等業務」という。）の契約締結に必要な契約保証金の取扱いについては、契約規則第22条に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

(契約保証の方法)

第2条 契約保証の方法は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 現金の納付
- (2) 金融機関の保証
- (3) 保険会社との履行保証保険契約の締結

2 契約規則第22条第3項の規定により読み替えて準用する同規則第5条第2項各号に規定するもののうち、次に掲げるものについては、当分の間取り扱わないものとする。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府保証のある債券
- (3) 銀行の振出し又は支払を保証した小切手
- (4) 市長が確実と認める社債
- (5) その他市長が確実と認める有価証券

(契約保証の内容)

第3条 前条第1項第2号及び第3号のいずれかの契約保証による場合の保証内容は、次のとおりとする。

- (1) 保証期間が物品売買契約書の契約締結日から納期までの期間又は清掃等役務の提供に係る業務若しくは動産の賃貸借の履行期間（以下これらを「契約期間」という。）を含むものであること。
- (2) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されているものであること。
- (3) 履行保証保険契約を締結する場合は、定額てん補特約付きのものであること。

(契約保証の免除)

第4条 落札決定後2日（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）に規定する市の休日を除く。）以内に契約保証金免除申請書（様式第1号）を提出した落札者のうち、次項に規定する審査の結果、契約規則第22条第1項第3号に該当すると認められたものには、契約保証金を免除するものとし、その

旨を入札公告又は指名通知書に明記するものとする。

- 2 市長は、前項の契約保証金免除申請書の提出があったときは、速やかに契約保証金の免除に係る審査を行い、承認の可否を決定し、その結果を契約保証金免除申請結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（契約金額の変更があった場合の取扱い）

第5条 物品・役務等業務の契約金額（以下これらを「契約金額」という。）に増額変更が生じた場合で、既納の契約保証金額が変更後の契約金額の100分の5以下になるときは、変更後の契約金額の100分の10以上の額になるよう契約保証金の増額をするものとする。

- 2 契約金額に減額変更が生じた場合には、契約保証金の変更は行わないものとする。ただし、受注者から請求があったときは、この限りでない。

（現金の納付等）

第6条 落札者が第2条第1項第1号に規定する契約保証を選択した場合は、納付書を交付するものとし、その納付後に契約保証金納付報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）及び当該契約保証金の領収書の写しを提出させるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により契約保証金を納付した受注者に対し、契約規則第22条第2項の規定により契約保証金を還付する場合には、前項の報告書に記載された還付口座に還付するものとする。この場合において、還付する契約保証金に利息は付けないものとする。

- 3 受注者が第1項の規定により提出した報告書に記載された還付口座を変更する場合は、契約保証金還付口座変更届（様式第4号）を提出するものとする。

- 4 第2項の規定は、前項の契約保証金還付口座変更届の提出があった場合について準用する。この場合において、第2項中「前項の報告書」とあるのは、「第3項の契約保証金還付口座変更届」と読み替えるものとする。

（金融機関等保証書の保管等）

第7条 落札者が第2条第1項第2号に規定する契約保証を選択した場合は、当該落札者から契約保証書類（以下「保証書」という。）を提出させ、次項の規定により当該保証書を返還するまでの間これを適正に保管するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により保証書を提出させた受注者が履行を終了した場合には、当該保証書を返還するものとする。この場合において、返還をする際には、受注者から保証書に係る受領書（様式第5号）を徴するものとする。

- 3 落札者が第2条第1項第3号に規定する契約保証を選択した場合は、当該落札者から保険証券提出させ、履行が終了するまでの間、これを適正に保管するものとする。

4 市長は、前項の規定により保険証券を提出した受注者に対しては、契約の履行があった後も保証書を返還しないものとする。

(契約期間の変更があった場合の取扱い)

第8条 契約期間に変更が生じた場合の契約保証の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約期間を延長した場合は、第2条第1項第2号及び第3号に規定する契約保証においては保証期間の延長を求め、このうち同項第2号に規定する契約保証については契約変更書の提出を、同項第3号に規定する契約保証については異動承認書の提出を、それぞれ求めるものとする。

(2) 契約期間を短縮した場合は、保証期間の変更は要しないものとする。ただし、受注者から変更の申請があった場合は、この限りでない。

(仮契約の場合の取扱い)

第9条 契約規則第20条第1項の規定により仮契約を締結する場合においては、仮契約書を取り交わす前に契約保証を受領するものとする。

(本契約の締結が否決された場合の取扱い)

第10条 契約規則第20条第1項の規定により仮契約を取り交わした前橋市議会の議決を要する製造の請負又は財産の取得に係る契約が議会で否決された場合における既納の契約保証金の取扱いは、次の各号に掲げる契約保証の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する契約保証の場合 全額還付する。

(2) 第2条第1項第2号及び第3号に規定する契約保証の場合 保証書又は保険証券を返還する。

2 第7条第2項後段の規定は、前項第2号の規定により保証書又は保険証券を返還する場合について準用する。この場合において、同項後段中「保証書に係る受領書（様式第5号）」とあるのは、「保証書に係る受領証（本契約の締結が市議会において否決された場合）（様式第6号）又は保険証券に係る受領書（様式第7号）」と読み替えるものとする。

(事務の所管)

第11条 契約保証金の取扱事務は、物品の購入及び製造については契約監理課が行い、そのほかについては当該事務事業の主管課が行うものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。